

契約の基本（ネットトラブルを題材として）

法律ってなに？

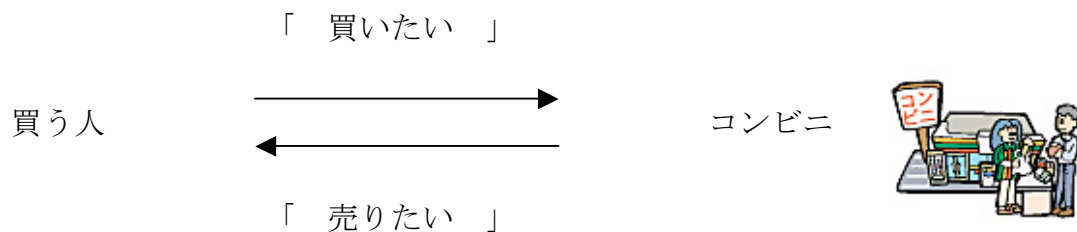
皆さんにとって法律のイメージは？（ ）

皆さんの知っている法律はの名前は？（ ）

法律はいくつあるでしょう？（ ）

こんなところに法律はあるの？

例1) コンビニでの買い物



買う人

コンビニから商品を得る「権利」と、お金を渡す（ ）が発生する

コンビニ

買う人に商品を出す「義務」と、お金をもらう（ ）が発生する

これを（ ）では（ ）と呼んでいます。

契約ってなに？

契約とは2人以上の当事者の合意によって、「～してもらえる」（ ）と「～しなくてはならない」（ ）が生じる行為のことをいいます。

クリックという行為の重大さ 手軽にできても立派な「契約」

みなさんもパソコンや携帯電話を利用してネット通販を利用したことがあるのではないのでしょうか？

ネット通販はとても便利で気軽に利用できますが、注意すべきことがあります。インターネットや携帯サイトでの操作は「」

例) 「1」のキーだけを押したつもりが「1 4」と入力されていた



→ 注文した商品が家に（）
ことになっても文句は言えない

法律上、インターネットの取引については、操作ミスによる間違っただ注文は（）しやすくなっている。ただし、（）が表示されていたり（）が用意されているときには、この限りではないとされている。

インターネットや携帯の、大手のサイトはほとんどがこのような表示をしている。

契約を（）するのは、かなり難しい。

注文するときには、（）や（）をしっかりと確認しなければいけない。

携帯・インターネットに潜んでいるトラブル



例1) ワンクリック詐欺

ある日、八馬田（やまだ）さんがパソコンを立ち上げてメールをチェックしてみると、知らない女性からメールが届いていました。

「お久しぶりです。寿々木です。最近どうしてますか〜？」

差出人の寿々木さんは、他の誰かのアドレスと間違えてメールを送ったらしく、文章の内容はとても親しげですが八馬田さんには心当たりがありません。

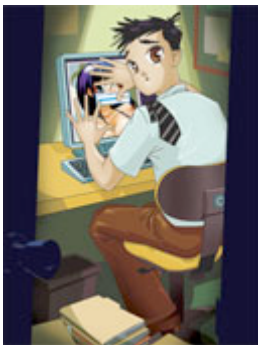
そのままメールを閉じようかと思った八馬田さんですが、メールの最後にこんな文章を見つけました。

新しい水着買った〜🎉 あたしのブログに写真のつけてあるから見てね❤️

八馬田さんのはのぞき見するのは悪いかな、と思いつつもメールに貼られたリンクをクリックしてみました。

突然、「登録ありがとうございます。」という画面が表示されました。

画面に表示された内容を読んでもみると、八馬田さんのIPアドレスやプロバイダの名前が表示され、これらの情報から利用者を特定できるので料金を払わないと自宅や学校、職場まで押しかけると書かれています。



八馬田さんは、のぞき見をしようとした後ろめたさから誰かに相談することもできず、一人で悩んだ末に指示された口座にお金を振り込んでしまいました・・・

例2) 無料登録に潜む罠

八馬田さんが、なにかいい暇つぶしはないかと携帯をいじっていると、無料でアダルト画像がダウンロードできるサイトがありました。

早速利用しようとダウンロードのボタンを押してみると、ダウンロードするには無料の会員登録が必要だという画面が表示されました。

八馬田さんは、無料ならいいや、と思って名前や住所、電話番号やメールアドレスを入力しました。入力は大変でしたが、必須項目を入力しないと登録できないので仕方ありません。



最後に、「利用規約に同意して申し込む」というボタンがありました。利用規約を読もうとしましたが、あまりに長くて途中で面倒になったので、読むのをやめてボタンを押しました。

すると数日後、八馬田さんにメールが届きました。八馬田さんはメールの内容を読んで驚きました。知らないうちに有料アダルトサイトに入会したことになっていて、登録料と利用料を払えというのです。

八馬田さんは、どうせ架空請求だろうと思い、無視していましたが、ある日携帯に電話がかかってきました。相手は先日のアダルトサイトの管理者と名乗る男でした。

その男は「あなたは有料のアダルトサイトに登録している。サイトを利用するには料金がかかることは、ちゃんと利用規約に書かれている。最後まで読まずに申込をしたならあなたが悪い。住所も名前もわかっているから、払わないなら裁判所に訴える。」と言っています。

八馬田さんが確認してみると、サイトのトップには無料とうたわれているけれど、確かに利用規約の一番最後の方に利用料金がかかることが書かれていました。八馬田さんは怖くなって料金を払いましたが、その後も更新料や退会費だといってお金を請求され、結局20万円もとられてしまいました。

例1と例2で、八馬田さんはどうすればよかったのでしょうか？

どちらも「契約」が重要なポイントとなりますが、契約とはいったいどのような行為だったか、みなさんはおぼえていますか？

契約とは、当事者同士が（ ）することによって成立し、おたがいに権利や義務が発生する行為でした。

例1、例2ではきちんとした（ ）がされていたのでしょうか？

例1では、一方的に「申込が完了しました」という画面が表示されただけで、八馬田さんに（ ）の意思がありません。なので、契約が成立していません。

例2では、サイトを利用するにはお金がかかるという（ ）について、わざとわかりにくくされているために、八馬田さんは契約の内容を正しく認識できていませんでした。そのため、八馬田さんは契約内容について（ ）していたとは言えないでしょう。ですから、契約がきちんと（ ）していないのです。

どちらの例でも契約が（ ）していないのですから、八馬田さんはお金を支払う必要はなかったのです。

契約はいろいろな種類のものがあり、複雑だったり難しかったりするものもあります。また、契約自体が成立しているといえるのか、いえないのかは、契約について勉強していたり、経験を積んだりしないとわからなかったりします。

契約について（ ）につけこまれて騙されてしまったり、まもられるべき（ ）がまもられない人もいます。

法律はみなさんの身の回りのさまざまなことにかかわっています。もし、みなさんの身になにか困ったことがおこったとき、それは法律で解決できるかもしれません。

ワンクリック詐欺の例（警視庁ホームページより）

